

介護予防小規模多機能型居宅介護兼小規模多機能型居宅介護

《小規模多機能ホームふるさと 重要事項説明書》

1 事業者が提供する相談窓口

電話 0959-32-2630

担当 管理者 辻 純子

☆ ご不明な点はお問い合わせ下さい。

☆ 相談がある場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

種類 介護予防小規模多機能型居宅介護兼小規模多機能型居宅介護

事業所名称 小規模多機能ホーム ふるさと

所在地 長崎県西海市西海町川内郷1608番地

介護保険事業者番号 4292300029

(2) 配置基準

	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1	—	1	介護職兼務
介護支援専門員	1	1	2	介護職兼務
看護師	—	1	1	
介護職員	6	7	13	

(3) 営業時間等

営業日 365日

営業時間 通いサービス 【基本時間】 午前9時～午後5時

宿泊サービス 【基本時間】 午後5時～午前9時

訪問サービス 【基本時間】 午前9時～午後6時

*介護計画・ご希望に伴い24時間対応いたします

登録定員 29名

通所サービスの利用定員 18名

宿泊サービスの利用定員 8名

(4) 設備の概要

① 宿泊室の数 : 定員8名、全室個室

② トイレの数 : 4か所

③ 浴室 : 1か所

④ リビング : 2か所 (食事の場所、居間、台所兼)

(5) 運営方針

- ①利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。
- ②小規模多機能型居宅介護等の提供にあたっては、居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画等」という。）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- ③登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。

3 サービス内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、他の従業者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に「通いサービス」、「訪問サービス」、「宿泊サービス」を組み合わせた支援を行います。

(1) 介護保険給付対象サービス

以下の事項は介護サービス費の自己負担分（負担割合証による）をご負担して頂きます。介護度によって料金が異なります。介護サービス費は【別紙】のとおりです。

- ① 通いサービス
事業所において食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
※通いサービスにおいての入浴は一般浴のみとなっておりますのでご了承下さい。
- ② 訪問サービス
利用者宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・電気・ガス）は無償で使用させていただきます。
- ③ 宿泊サービス
宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
- ④ 小規模多機能型居宅介護計画等の作成
小規模多機能型居宅介護計画等の作成担当者が、利用者の生活の解決すべき課題を把握し、ご利用者の意向を踏まえたうえで作成します。

⑤ 食事

- ・食事の提供及び食事の介護を行います。
- ・共同キッチンで利用者が調理することもできます。
- ・食事サービスの利用は任意です。
- ・食材費は別途、【別紙】のとおりご負担頂きます。

食事の時間は以下のとおりです。

朝食	7 : 3 0	～	9 : 0 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 3 0
夕食	1 7 : 0 0	～	1 9 : 0 0

⑥ 排泄

利用者お一人お一人に合わせた援助を行います。

⑦ 健康管理

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ・必要に応じて、看護師、協力医、かかりつけ医と連携をとり、健康管理に務めます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下の事項は、【別紙】に定める料金、もしくは実費相当にて、ご負担頂きます。

- ① 飲食費
- ② 宿泊費
- ③ 洗濯費
- ④ 持込家電製品に要する電気代
- ⑤ 日常生活費
- ⑥ コピー代
- ⑦ 趣味活動等の材料費
- ⑧ レクリエーション材料費
- ⑨ おむつ代
- ⑩ 理美容代
- ⑪ 健康管理費（※共同生活になりますので、インフルエンザ予防接種・結核検診等ご協力いただきます。尚、その際の費用はご負担いただきますのでご了承下さい）
- ⑫ その他、日常生活において通常必要になる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用

(3) 当ホームのサービスの特徴

① 社会福祉法人ふるさとの基本理念

「社会福祉法人ふるさと」は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊重を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行うことを目的に設立されました。当法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正

に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものです。

② ホームづくり

グループホームと小規模多機能ホームが併設されているという特徴を生かしながら、職員だけでなく利用者、家族と地域の皆様の支援を得ながら、一体となって温かいホームづくりに励みます。

③ 夜間及び深夜の時間帯

夜間及び深夜の時間帯は午後7時～翌午前7時とし、その時間帯は防犯上の観点からも出入り口を施錠致します。

4 利用料金の支払方法

当月にかかったご利用料金の総額は、翌月末日までに下記の方法でお支払下さい

①指定する口座へのお振込み

②口座引落

③現金にて事務所へ支払。

* 利用料金は、暦月による利用料金の合計額を翌月に毎月お支払ください。尚、利用期間が1か月に満たない期間を利用した場合は、日割り計算にて算出いたします。

5 利用にあたっての留意事項

(1) 面会

午前9時～午後5時

* ご面会の際は「面会受付簿」にご記入をお願いします。

* 時間外の面会は、事前にご連絡をお願いします。

(2) 飲酒

ご希望がある場合は配慮いたします（料金は自己負担にてお願いします）。

(3) 喫煙

利用者、職員の健康保持と防火管理の観点から、全館禁煙とさせていただいております。喫煙をご希望の場合は、職員にご相談下さい。

(4) 設備・器具の利用

所定の方法に従ってご利用いただけます。尚、状況により利用を中止、又は制限させていただく場合がございます。

(5) 信仰・政治

信仰や思想の自由は尊重されます。ただし、共同生活の場として他の利用者が迷惑と感じるような活動はご遠慮下さい。

(6) 営利活動

全面的に禁止させていただいております。

(7) ペット

基本的にペットの持ち込みはお断りしております。

6 個人情報保護

- (1) 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。
- (2) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

7 拘束等の行動制限

事業所では、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、以下のような拘束等の行動制限は行いません。

- ・ 車イスやベッド等に胴や四肢を縛る
- ・ 上肢を縛る
- ・ ミトン型の手袋を付ける
- ・ 腰ベルトやY字型抑制帯を付ける
- ・ 介護衣（ツナギ）を着せる
- ・ 車イステーブルを付ける
- ・ ベッド柵を4本付ける
- ・ 居室の外から施錠する
- ・ 向精神薬を過度に使用する

8 緊急時の対応方法

- (1) 利用者の身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることが可能です。
- (2) 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。
- (3) 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行います。また、可能な限り速やかに身元引受人等にも連絡いたします。

9 非常災害対策

- (1) 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えた必要な設備を設けております。
- (2) 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施します。

(3) 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。

(4) 備蓄食料品は、3日分以上用意しております。

10 重度化・ターミナルケアへの取り組み

【重度化への取り組み】

(1) 予防、リハビリテーションは日常生活の中にあり、利用者本人が意欲的になるような支援を構築していく中で、出来るだけ重度化しないような取り組みを行います。

(2) 重度化しても利用者の状態に応じた支援が行えるよう、介護技術等を含めた職員研修を実施します。

(3) 重度化する利用者の状態変化に応じて、事業所のあり方や医療対応、転所も含めた対応方針を家族、職員、主治医、連携機関等が利用者本位に検討できるようチーム作りを行います。

【ターミナルケア】

(1) 終末期のあり方に関する利用者本人や家族等の意向を継続的に確認しながら、安心した終末期が送れるよう、事業所の力量も踏まえて支援体制を確保します。

ただし、状況によっては対応困難な場合もあり、その見極めを十分に協議する。

(2) 病院や施設等に転院・転所する場合であっても、継続的なケアが提供できるように情報提供を行います。

(3) 主治医等の意志の判断のもと、回復不可能な状態に陥ったときに、最期の場所及び治療等について利用者本人の意志並びに家族の意向を最大限に尊重します。

11 地域との連携

介護予防小規模多機能居宅介護等の事業を提供するにあたり、ご利用者、ご家族、事業所が所在する自治体の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置します。また、概ね2か月に1回、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

(1) 報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表します。

(2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図るよう努めます。

(3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関するご利用者からの苦情に関して、区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

12 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の苦情対応

担当 管理者 辻 純子

電話 0 9 5 9 - 3 2 - 2 6 3 0

(2) 当事業所の苦情解決責任者

担当 理事長 北島 淳朗

電話 0 9 5 9 - 3 2 - 0 7 8 5

(3) 西海市役所の苦情窓口

担当 長寿介護課

電話 0 9 5 9 - 3 7 - 0 0 2 4

13 法人概要

名 称 社会福祉法人ふるさと

代 表 者 理事長 北島 淳朗

本 部 所 在 地 長崎県西海市西海町川内郷 1 4 8 4 番地

定款記載事業 (記載略)

小規模多機能ホームふるさとの利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

【事業者名】 社会福祉法人ふるさと 【事業者番号】 4292300029
小規模多機能ホームふるさと

【住所】 長崎県西海市西海町川内郷1608番地

【説明者】 

私は、契約書及び本書面により、事業者から小規模多機能ホームふるさとについての重要事項の説明を受けました。

利用者

【住所】

【氏名】 

身元引受人

【住所】

【氏名】 

【続柄】

【電話番号】

【住所】

【氏名】 

【続柄】

【電話番号】